

重度脳性麻痺児とそのご家族を支援するとともに  
産科医療の質の向上をめざした制度です



2016年10月1日発行  
第3号

# 産科医療補償制度ニュース



産科医療補償制度審査委員会の重要な役割(審査委員会 楠田委員長より)  
制度の運営状況

**特集** コールセンターに寄せられたご質問や利用者の声をご紹介します

**Information** 「再発防止に関する報告書」等の利用状況 等

**ここが聞きたい** 制度の保険料に剰余が生じた場合の取扱いは?



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care

## 産科医療補償制度審査委員会の重要な役割

産科医療補償制度 審査委員会委員長  
学校法人東京女子医科大学母子総合医療センター 教授  
楠田 聡



産科医療補償制度は、産科医不足の改善や産科医療提供体制の確保を背景に平成21年に創設され、8年目を迎えた本年7月末で1,717名の児が補償対象となりました。そこで、今回は、本制度で補償対象となるか否かを審査する審査委員会の役割について紹介します。

本制度の補償対象は、分娩に関連して発症した重度の脳性麻痺と診断された児となります。したがって、全ての脳性麻痺児が補償対象となる訳ではなく、出生体重、在胎週数の補償対象基準に加えて、先天性の要因等で発生する脳性麻痺を補償対象としない除外基準が存在し、かつ一定基準以上の重症の脳性麻痺であることが条件となっています。また、満5歳の誕生日までに補償申請することも必要な条件です。審査委員会では、それらの基準や条件に則り、補償対象の可否判断を行います。そして、その審査結果は本制度の運営組織である日本医療機能評価機構にて機関決定され確定します。補償対象と判断された場合には、保護者の方に補償金が支払われるとともに、本制度の原因分析委員会、再発防止委員会で原因分析・再発防止が行われます。すなわち、審査委員会は、本制度の入口を受け持ち、大変重大な責務を負う委員会といえます。

審査委員会では、まず専用診断書をベースに、必要に応じて児の頭部画像や動画などを用い、書面審査を行います。その上で、産科、新生児科、小児神経科、リハビリテーション科の専門医および法律家の審査委員により、厳格かつ公正に、真に医学的な判断に基づいて審査を行います。特に、本来本制度の補償対象となるべき児が補償対象外と判断されることがないように、補償対象の可否を慎重に判断しています。ただし、毎回補償対象外と判定される児が一定数存在します。脳性麻痺であることは補償対象の児と全く同じ状況であり、審査委員会の最大のジレンマとも言えますが、本制度の「補償対象となる脳性麻痺の基準」に基づいて審査しています。

「補償対象となる脳性麻痺の基準」は、平成26年に補償対象基準の見直しを行い、平成27年1月以降に出生した児から出生体重と在胎週数の対象が改定されました。したがって現在は、平成21年から平成26年までに出生した児と平成27年以降に出生した児と、それぞれ改定前後の2つの基準に基づいて審査を行っています。

審査委員会が適正に運営されているのは、補償申請の各段階で、医療関係者および制度の関係者から適切なサポートがあったからであると考えます。今後も重要な役割を担う審査委員会が適正に運営されるように、引き続きご支援をお願いしたいと思います。

# 制度の運営状況

産科医療補償制度は、本制度に加入している分娩機関で生まれた児が、分娩に関連して重度脳性麻痺となり、所定の要件を満たした場合に、児とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

## 1. 加入分娩機関数

(平成28年7月末現在)

分娩機関数	加入分娩機関数	加入率(%)
3,279	3,276	99.9%

分娩機関数は日本産婦人科医学会および日本助産師会の協力等により集計

## 2. 審査

(平成28年7月末現在)

児の生年	審査件数	補償対象 <sup>※1</sup>	補償対象外		継続審議	補償申請期限
			補償対象外	再申請可能 <sup>※2</sup>		
平成21年	561	419	142	0	0	平成26年の(満5歳の)誕生日まで
平成22年	523	382	141	0	0	平成27年の //
平成23年	426	319	100	6	1	平成28年の //
平成24年	320	247	48	23	2	平成29年の //
平成25年	241	195	19	26	1	平成30年の //
平成26年	155	132	15	6	2	平成31年の //
平成27年	23	23	0	0	0	平成32年の //
合計	2,249	1,717	465	61	6	-

※1「補償対象」は、再申請および異議審査委員会で補償対象とされた件数を含む。

※2「補償対象外(再申請可能)」は、審査時点では補償対象とならないものの、将来、所定の要件を満たして再申請された場合、改めて審査するもの。

平成27年1月より、「補償対象となる脳性麻痺の基準」等を改定しています。このため、平成26年12月31日までに出生した児と、平成27年1月1日以降に出生した児では、「補償対象となる脳性麻痺の基準」等が異なります。

基準等の詳細については、本制度ホームページをご参照ください。

## 3. 原因分析

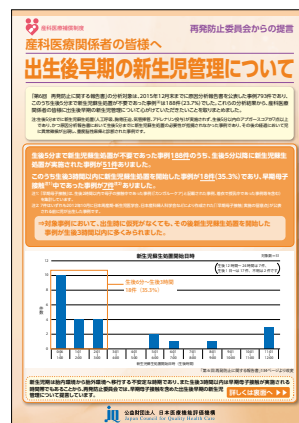
平成28年7月末までに、1,035件の原因分析報告書を送付し、原因分析報告書の「要約版」(個人や分娩機関が特定されるような情報は記載していない)1,003件を本制度ホームページに掲載し公表しています。

## 4. 再発防止

「第6回 再発防止に関する報告書」(平成28年3月公表)での分析結果をふまえ、「出生後早期の新生児管理について」のリーフレットを作成し、加入分娩機関や関係学会・団体、行政機関等へ送付するとともに、本制度のホームページにも掲載しています。

また、「第7回 再発防止に関する報告書」の取りまとめに向け、「多胎について」「早産について」等の審議を行っており、平成29年3月頃を目途に公表する予定です。

### <産科医療関係者向け>



### <妊産婦向け>



よくあるご質問

補償申請手続きについて



補償申請をするには、子供の5歳の誕生日までに運営組織に電話すれば大丈夫ですか？

補償申請をするには、補償申請に必要な書類をすべて揃え、満5歳の誕生日までに、分娩機関に提出する必要があります。  
このうち、「専用診断書」の作成には2～3ヶ月かかることもありますので、早めの準備とご連絡をお願いします。



在胎週数について



在胎週数31週ですが、補償申請はできませんか？

在胎週数28週以上であれば、体重に係らず、補償申請が可能です。



※補償対象となるためには、所定の要件を満たす必要があります。

重症度について



「寝たきり」ではないのですが、補償申請はできませんか？

「寝たきり」でなくとも補償対象になることがあります。  
また、「片麻痺」の場合でも、補償対象になることがあります。



「補償対象となる脳性麻痺の基準」をまとめたツールがあります！



「補償対象となる脳性麻痺の基準」について、ポイントを分かりやすく説明した補償申請検討ガイドブックを作成しました。ご活用ください！

詳しくはこちら！



脳性まひと思われる児はいませんか？

検索

補償申請検討ガイドブック

判断に困った時は  
コールセンターまで！

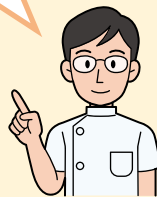
## 利用者の声

制度の名前は聞いたことがありましたが、詳しい内容や補償申請の手続き方法まで知らず、児の保護者に説明するのが不安でした。コールセンターに連絡をしたところ、分かりやすく教えていただき、不安が解消されました。



【訪問看護ステーションの看護師】

補償対象になるか分からず、児の保護者にどのように説明すればよいか迷っていました。コールセンターで「補償対象となる脳性麻痺の基準」を詳しく説明してくれるので、今はそちらを紹介しています。



【リハビリテーション施設の職員】

補償申請をしようとして産した分娩機関に連絡したところ、閉院しており困っていました。コールセンターに連絡したところ、その場合の対応方法を教えていただき、無事に補償申請手続を進めることができました。



【保護者】

市のホームページで制度の説明をしようとしたのですが、何を記載すればよいか悩んでいました。コールセンターに相談したところ、「ホームページ掲載例」をいただくことができ、参考にして、作成することができました。



【市役所の担当者】

本制度に対する悩みや不明な点がある時は、コールセンターまで!

### 産科医療補償制度専用コールセンター

 **0120-330-637**

受付時間:午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)

### コールセンターからのメッセージ

コールセンターでは、医療機関・自治体・一般の皆様から毎月約1,300件のお電話をいただいております。

本制度に関する悩みや不明な点がありましたら、気兼ねなくお電話ください。

些細なことでも、ご連絡をお待ちしております。

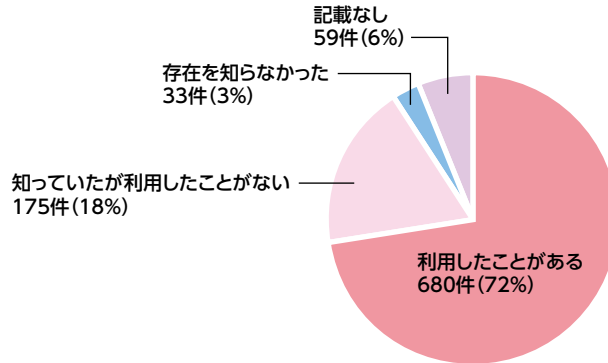


## ■「再発防止に関する報告書」等の利用状況についてアンケートを実施しました

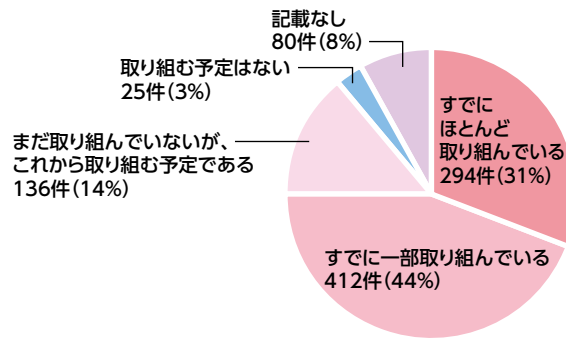
平成27年9月に本制度加入分娩機関(病院、診療所、助産所)に対して行ったアンケート\*の結果を一部ご紹介します。

\* 調査対象施設は、本制度加入分娩機関から無作為抽出しています。アンケートの回収率は57.7%(947/1,642件)でした。

問 「再発防止に関する報告書」を産科医療の質の向上に関連して利用したことがありますか。



問 「再発防止委員会からの提言集」に記載されている「産科医療関係者に対する提言」に取り組まれましたか。



\*アンケート結果については、ホームページにて公表しております。

掲載場所 (<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/documents/statistics/index.html>)

## ■「再発防止に関する報告書」が使いやすくなりました

本制度のホームページ上で、テーマからの検索が可能となったほか、全ての表がExcel化され、臨床や研修・研究等への活用など、使いやすさが向上しました。



再発防止に関する報告書 掲載場所 (<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>)

■再発防止委員会の提言内容が「助産業務ガイドライン 2014」に引用されました



「助産業務ガイドライン 2014」の一部抜粋 (「Ⅶ 医療安全上留意すべき事項 1.助産師と記録」内より)

### 5)産科医療補償制度再発防止委員会からの提言

2012年5月の「第2回産科医療補償制度 再発防止に関する報告書」では、診療録等の記載不足に関して指摘している。そのうえで、診療録の記載の重要性を下記の5つの観点から指摘している。

- ・同施設内のスタッフ間の診療情報を共有する。
- ・他施設への転院の際に施設間の診療情報を共有する。
- ・妊産婦および家族に医療に対する理解を得る。
- ・医療関係者が施行した診療行為を振り返って検討する。
- ・医療の質・安全を評価しその向上を図るために活用する。

報告書の内容がそのまま引用されています！

## ここが聞きたい 制度の保険料に剰余が生じた場合の取扱いは？



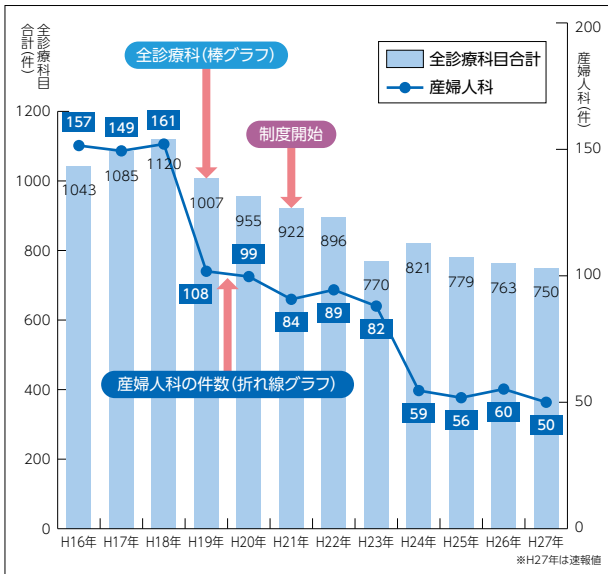
以前、産科医療補償制度の保険料に剰余が生じていると聞いたことがあります、どのような取扱いになっているのですか？

保険料に剰余が生じた場合は、剰余分はすべて、保険会社から運営組織に返還され、全額、分娩の保険料に充当される仕組みになっています。



## ■産婦人科の訴訟動向が公表されました

医療関係訴訟事件の診療科目別既済件数が、最高裁判所医事関係訴訟委員会より毎年公表されています。



最高裁判所医事関係訴訟委員会  
「医事関係訴訟事件の診療科目別既済件数」より

また、最高裁判所からは「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」において、本制度について以下のような報告がされています。

- 産科医療補償制度は、対象が産科に限られているとはいえ、公的な第三者機関が事故の原因分析等を行う仕組みが設けられた点、医療（特に産科医療）にリスクが伴うことを前提にこのリスクを社会的に負担するという観点から無過失補償制度が導入された点で重要な意義があるといえ、無過失補償制度について、産科以外の分野への展開の可能性も注目される。
- 産科医療補償制度は、施行後相当数の事件を処理しており、医療関係訴訟の事件数にも一定の影響を及ぼしているものと考えられる。

最高裁判所事務総局「平成25年7月裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(社会的要因編)」より抜粋

## ■第33回 国際医療の質学会 (ISQua) 学術総会が開催されます

日本医療機能評価機構では、本年10月に国際医療の質学会と共同で、平成28年の国際学術総会を東京で開催します。その中で、産科医療補償制度に関して、以下の講演を予定しています。

日時	タイトル	演者
10月17日	<ランチタイム・シンポジウム> 産科医療補償制度の紹介	・鈴木英明(評価機構理事)
10月18日	<企画セッション> 医療の質・安全の向上に対する無過失補償制度の効果	・岡井 崇(原因分析委員会委員長) ・池ノ上克(再発防止委員会委員長) ・後 信(座長)(評価機構理事)

### 【開催概要】

- ・会期:平成28年10月16日(日)~19日(水)
- ・会場:東京国際フォーラム
- ・共同議長:Prof. Cliff Hughes (ISQua理事長)、河北博文(評価機構理事長)
- ・メインテーマ:“Change and Sustainability in Healthcare Quality: the Future Challenges”  
「未来への挑戦:良質な医療を求めて 更なる変革と持続可能性」



### 【編集後記】

「お子様の5歳の誕生日が過ぎてしまい補償申請できなくなってしまった」といったことが生じないよう、私ども運営組織では、些細なことでもご相談いただける体制を整えています。皆様のお近くに「補償対象になりそうなお子様」がいらっしゃいましたら、ぜひコールセンターの番号をお伝え下さいますようお願い申し上げます。(小林誠)

